| | | |
|---|---|---|
| 対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域 | 愛知県名古屋市瑞穂区 | 石田町一丁目及び二丁目、市丘町一丁目及び二丁目、内方町一丁目及び二丁目、大殿町一丁目及び二丁目並びに三丁目及び四丁目（こずれも次の図面に示す部分に限る。）、鍵田町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目、片坂町一丁目から三丁目まで、甲山町一丁目及び二丁目、釜塚町一丁目及び二丁目、神前町一丁目及び二丁目、軍水町一丁目から三丁目まで、佐渡町一丁目から五丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、汐路町三丁目から五丁目まで、下山町二丁目及び二丁目、白羽根町一丁目及び二丁目、洲山町一丁目から三丁目まで、膳棚町一丁目から三丁目まで（こずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに岳見町一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに三丁目、玉水町一丁目から三丁目まで（次の図面に示す部分に限る。）、津賀田町一丁目及び二丁目、土市町二丁目、豊岡通二丁目及び三丁目、中根町二丁目から四丁目まで、萩山町一丁目から四丁目まで、仁所町一丁目及び二丁目、八勝通一丁目及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、初日町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、日向町一丁目から五丁目まで、姫宮町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、前田町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、牧町二丁目及び三丁目、松栄町二丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、松園町一丁目及び二丁目、密柑山町一丁目、瑞穂通四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、妙音通四丁目から八丁目まで、村上町一丁目から三丁目まで、師長町一丁目から四丁目まで、山下通五丁目並びに柑山、彌富ケ丘町一丁目から四丁目まで、彌富町字密陽明、彌富通一丁目並びに二丁目（次の図面に示す部分に限る。） |
| | 愛知県名古屋市南区 | 駈上一丁目、菊住一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、外山一丁目、平子一丁目及び二丁目並びに呼続元町（次の図面に示す部分に限る。） |

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を警察庁及び愛知県警察本部に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域の項上欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域の項上欄に掲げる区域に接する水面（次の図面に示す部分に限る。）の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

## ○総務省告示第三百三十号

時刻認証業務の認定に関する規程（令和三年総務省告示第百四十六号）第五条第二項において準用する同規程第三条第一項の規定に基づき、次の時刻認証業務に関し、令和八年八月十九日付けで同規程第三条第一項第一号から第五号まで、第九号及び第十号に係る変更を認定したので、同規程第五条第二項において準用する同規程第三条第四項の規定に基づき公示する。

令和八年九月七日

総務大臣　林　芳正

1　変更認定に係る時刻認証業務の名称　アマノタイムスタンプサービス３１６１

2　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の法人番号　3020001019365

3　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の名称　アマノ株式会社

4　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の名称の英語表記　Amano Corporation

5　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の住所　神奈川県横浜市港北区大豆戸町275番地

## ○総務省告示第三百三十一号

時刻認証業務の認定に関する規程（令和三年総務省告示第百四十六号）第五条第二項において準用する同規程第三条第一項の規定に基づき、次の時刻認証業務の変更を令和八年八月十七日付けで認定したので、同規程第五条第二項において準用する同規程第三条第四項の規定に基づき公示する。

令和八年九月七日

総務大臣　林　芳正

1　変更認定に係る時刻認証業務の名称　アマノタイムスタンプサービス３１６１

2　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その１）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　b264　fa83　a113　0715　9d48　dc1f　a759　450b　5bf9　ba4d

3　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その１）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）　27c7　a2eb　c6b7　63b3　f505　bbb7　45e0　6288　43aa　430f　a22b　cfa8　80a7　e8b7　1a09　d215

4　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その２）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　ad0b　bd18　bc10　a923　4fd0　45ac　0ea4　84cb　563e　b946

5　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その２）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）　edcb　cbbe　a80d　c5b8　b1d4　e85d　0110　379a　32cf　be6f　badb　2a2c　e111　406f　dda3　21a2

6　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その３）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　6b94　2868　28a6　5949　d7cc　eb61　29a2　a02f　1bc7　b5cd

7　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その３）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）　ac69　2a6d　f887　f580　36ab　62b9　82d8　0444　e428　2aaa　992e　169e　d6a9　9def　2c51　e3c1

8　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の法人番号　3020001019365

9　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の名称　アマノ株式会社

10　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の名称の英語表記　Amano Corporation

11　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の住所　神奈川県横浜市港北区大豆戸町275番地

## ○総務省告示第三百三十一号

時刻認証業務の認定に関する規程（令和三年総務省告示第百四十六号）第五条第二項において準用する同規程第三条第一項の規定に基づき、次の時刻認証業務の変更を令和八年八月十七日付けで認定したので、同規程第五条第二項において準用する同規程第三条第四項の規定に基づき公示する。

令和八年九月七日

総務大臣　林　芳正

1　変更認定に係る時刻認証業務の名称　認定タイムスタンプ byGMO

2　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その１）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　d78a　a5c2　2d20　c91a　26a1　91f0　2ab9　e10a　48e2　c848

3　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その１）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）　0ce7　99f8　301e　6e9d　5774　091c　78f8　74aa　eafd　99db　760c　5702　c9c0　3c85　9605　72dc

4　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その２）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　4709　12ee　8822　5eed　b44c　7bde　61c7　7ec6　7ce3　0e2f